

紹介手数料の返戻金

採用決定者について入社後3か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに帰すべき事由による解雇により雇用契約を終了したときは、紹介手数料から次に定める金額を返還する。なお返還についての詳細は、別途協議のうえ定めるものとする。

入社後 3か月以内に雇用契約が終了した場合 50%

許可番号 13-ユ-050149

東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビルディング 17 階
シミックソリューションズ株式会社

Tel : 03-6779-8006 Fax : 03-6683-3195